

仕 様 書

件 名	愛媛県立松山盲学校 食堂給湯設備の製造	納入場所	愛媛県立松山盲学校 食堂
1	目的 本校寄宿舎食堂内西側に設置されている給水設備において、児童生徒は給食実施後に給食指導の一環として食器の予洗いを実施している。食堂には給湯設備が無いため、冬期は冷水を使用しており、健康衛生面からも給湯設備を設置し、温水を使用することで児童生徒が健康的かつ安全に学校生活を送ることのできる環境を整備するものである。		
2	納入期限 令和8年2月27日		
3	納入方法 納入場所に給湯設備の据付調整を行うとともに、関係設備の設置、調整、整備を行うこと。		
4	取扱説明 操作及び保守に関し十分な説明を行うこと。		
5	疑義 本仕様に定めのない事項又は疑義のある事項については、双方協議のうえ決定するものとする。また、本仕様に記載のない事項であっても、運用上及び社会通念上必要な事項については、充足するものとする。		
6	構成機器の性能、機能、数量等 ① 設備構成 食堂給湯設備 一式 (水栓器具設備、給水・給湯・ドレン配管設備、LPGガス・給湯器設備、電気設備) ② 性能等 (指定同等以上) (1) 水栓器具設備 ア 壁付シングルレバー混合水栓 10組 TOTO TKS05312J ・用途：一般住宅用 ・給水圧力：最低必要水圧 0.05MPa (流動時) - 最高水圧 0.75MPa (静止時) ・使用可能水質：水道水または飲用可能な井戸水 ・使用環境温度：-20℃～40℃ (0℃以下は水を抜いた状態) ・最高給湯温度：85℃ イ 給水変換アダプター 10組 ウ 既存水栓類撤去⇒閉塞 (化粧キャップ止め) 5箇所 エ 雑材消耗品、器具付け工費、運搬雑費含む (2) 給水・給湯・ドレン配管設備 ア 給水 ・耐衝撃性硬質塩化ビニル管 HIVPφ30、耐衝撃性硬質塩化ビニル管 HIVPφ20、同上継手類、SK-X40×32A、ゲートバルブ GV32-5K 鉛レス、樹脂製バルブボックスφ150、ボールバルブ逆止弁内蔵、フレキ接続φ20×300Lナット・パッキン共、屋外ラッキング、カラー鉄板仕上げ (別添 図面のとお) イ 給湯 ・保温付きポリブデン管 PBφ16、同上継手類、フレキ接続φ20×300Lナット・パッキン共、化粧ダクト・樹脂製・給湯管屋内露出部、外壁コア抜き補修 (別添 図面のとお) ウ ドレン ・硬質塩化ビニル管 VP30、同上継手類、支持金物類、掘り方埋め戻し (別添 図面のとお) エ 雑材消耗品、配管工費、運搬雑費含む		

(3) LPGガス・給湯器設備

ア ガス給湯器 3組

リンナイ(株) RUX-E2406W(A)

- ・設置方式：屋外壁掛設置
- ・給排気方式：強制排気方式
- ・外形寸法(mm)：H530×W350×D190
- ・質量(kg)：18(満水時19)
- ・ガス消費量(kw)：45.2(38900kcal/h)
- ・熱効率(%)：93
- ・電源：AC100V(50-60Hz)電源コード1.8m
- ・消費電力(W)：56(待機時0.8)50-60Hz
- ・騒音(dB(A))：52
- ・排気温度(℃)：100℃以下
- ・凍結予防方法：凍結予防ヒータ(89W)
- ・安全装置：立消安全装置、停電安全装置、過圧防止装置、誘導雷保護装置、空だき安全装置、過熱防止装置、漏電安全装置、過電流安全装置、空だき防止装置、凍結防止装置、沸騰防止装置、ファン回転検出装置、中和器詰まり検知装置
- ・BL認定：有り
- ・製造ガス種：LPG
- ・給湯、湯はり：給湯能力(kw) 41.9～4.2
給湯温度設定(℃) 37℃～48℃・50℃・60℃

イ リモコン 3組

リンナイ(株) 台所リモコン MC-135(A)

- ・外形寸法(mm)：H120×W120×D17
- ・質量(g)：105(取付金具、ビス含まず)
- ・電源電圧：DC12V±10%

ウ 配管カバー 3組(リンナイ(株)R0P-U101(K)SS-650)、フレキコック 15A、燃焼ホース、調整器、集合装置、ボンベチェーンW、外面被覆鋼管 32A、外面被覆鋼管 20A、ボールバルブ 32A、バルブ 25A、支持金物類(別添 図面のとおり)

エ ガス配管労務費、給湯器設置工費、ガスメーター・調整器設置工費、ボンベ庫設置(株)ホエイ BN2000・基礎共)、試運転調整費、運搬雑費含む

オ ガスメーター 1組(LPGガス納入業者支給品を設置)

(4) 電気設備

ア ケーブル EM-EEF2.0-3C、ケーブル EM-AE1.2-2C、防水コンセント WK4104K(別添 図面のとおり)

イ 雑材消耗品、電工労務費含む

○上記及び別添図面により設置を行うこと。

○上記において指定されていない構成機器は、指定のある構成機器に適合する物品を使用すること。

7 性能、機能、設置箇所以外の要件

① 設備の搬入・設置・追加工事等

(1) 着手にあたっては、当該設置箇所の現状を調査し、学校担当者の承認を得たうえで設置作業を開始すること。

(2) 授業等、学校運営に支障のないよう配慮して、計画的に設置すること。

(3) 製造物品を納入する際は、仕様書等により発注者が指定する適正な位置に、設置調整を行うこと。また、設置に伴い既設物の撤去の必要がある場合は適正に撤去を行うこと。

(4) 製造物品は、発注者による別途作業を要することなく、納入後すぐに稼働できる状態とすること。

(5) 製造物品の設置及び稼働に必要な追加工事等がある場合は、これを含むこと。

(6) 既設の配管や配線のうち継続して使用可能なものは、本業務を履行するにあたり利用して差し支えない。

(7) 業務の実施において発生する廃棄物の処理は、受注者の負担により関係法令を遵守して、受注者の責任において処理するものとする。

(8) 製造の請負契約であるため、建設業法第 19 条の 2 に規定する現場代理人及び同法第 26 条に規定する主任技術者及び監理技術者については、設置は不要である。

② その他

(1) 設備の故障、メンテナンス、使用方法に関する質問には速やかに対応すること。

(2) 納品書に、作業前、作業途中、作業後の施工写真を添付すること。

(3) 上記指定同等品以上とすること。

(4) その他、疑義が生じたときは、発注者と受注者とで協議のうえ決定すること。